

令和3年1月28日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
大阪南地域協議会
議長 森義仁様
泉南地区協議会
議長 岸茂朗様

貝塚市長 藤原龍男
(公印省略)

2021（令和3）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

2020年11月17日付けで提出のありました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策（6項目）

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

(回答)

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された支援策と連携できるように、就労等相談支援を行ってまいります。ひきこもり等により社会参加に向けた支援を必要とする方に対しましては、その状態、ニーズに合わせた支援が必要であり、また多くの場合生活困窮の問題も内

在していることから、生活困窮者自立支援相談と一体的に行い相談支援体制を充実させております。

<継続>

②地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

(回答)

コロナ禍において悪化する労働環境の中であっても、生活困窮者自立支援制度と一体的な就労支援を行うなど、相談者への適切かつ効果的な助言・援助を行ってまいります。また、感染拡大状況等も注視した上で、引き続き雇用の創出、確保に取り組み、雇用維持に努めてまいります。

本市も所属している泉南地域労働行政機関運営委員会において雇用問題や働き方改革等をテーマにした労働問題講座を開催しており、雇用の維持や働き方改革を推進しております。

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定

雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用をより一層促進すること。

(回答)

本市においては、保健所、泉州中障害者就労・生活支援センター、ハローワークの専門援助部門などと連携し、きめ細やかな寄り添い支援を行うことで、障害者の就労支援や職場定着に取り組んでいるところです。

また、障害者の雇用促進ならびに職場定着には、事業者の障害への理解が最も重要であるため、大阪府や大阪障害者職業センター等が実施する事業者向けの障害者理解・配慮に関する研修の広報に今後も協力してまいります。

なお、本市の職員採用試験につきましては、身体障害者手帳の交付を受けている方に加え、令和元年度の採用試験より療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、または指定機関等で知的障害があると判定された方も対象とした採用枠を設け実施しております。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

(回答)

本市においては、貝塚市男女共同参画計画(第3期)コスモスプランに基づき、令和4年度末までに目標を達成するべく女性活躍の推進に努めており、市広報やホームページ等を通じて審議会等委員に占める女性割合や市職員管理職の女性登用状況等を公表しております。令和4年度に貝塚市男女共同参画計画(第4期)コスモスプランにおいて、女性活躍推進法に基づく推進計画を一体的に策定予定で、更なる男女共同参画を推進する施策を盛り込むよう努めてまいります。

<新規>

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

(回答)

「女性活躍推進法」の趣旨が認知されるよう、国や大阪府などの関係機関とともに市内事業者へ周知しております。また、大阪府または大阪労働局が実施している女性活躍促進法関連の説明会やセミナーについて、貝塚商工会議所と連携し引き続き周知に努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

< 継続 >

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

(回答)

働き方改革関連法及び改正労働施策総合推進法の内容については、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し周知しております。また、本市も所属している泉南地域労働行政機関運営委員会において各種雇用労働問題に関する講座を開催し労働法制の周知に努めており、労働相談を受けた場合には、大阪府や大阪労働局など専門機関への紹介を行っております。

< 補強 >

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

(回答)

外国人労働者の適正な雇用や労働条件の確保については、ハローワークと連携し周知しております。また、外国人向けの就労相談体制については、多言語化に対応したハローワークの専門部門等とも連携し、可能な限り相談者に配慮した相談支援を行ってまいります。

< 継続 >

(4)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

(回答)

外国人への就労支援については、多言語化に対応したハローワークの専門部門等とも連携した上で、生活支援と同様に、他の自治体の事例を参考にし、可能な限り相談者に寄り添い配慮した相談支援を行ってまいります。

< 継続 >

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

(回答)

技能習得の支援については、大阪府が運営する職業訓練を周知しております。また、本市においては企業の人手不足を解決する一助として、企業向けの人材確保セミナーを開催しております。

< 継続 >

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

(回答)

本市においては、がんが市民の死亡の最大の原因となっている現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、平成30年4月に「貝塚市がん対策推進条例」を制定し、市民とともに総合的ながん対策を推進しているところです。

働く世代のがん患者の就労支援につきましては、ハローワークと連携し、可能な限り、がん患者に寄り添った就労支援に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策（3項目）

(1) 中小企業・地場産業の支援について

< 継続 >

① ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(回答)

本市においては、中小企業積極的事業展開促進補助金制度や中小企業産業財産権取得促進補助金制度により販路開拓や知的財産の活用の促進を図っております。

インストラクターの養成については考えておりませんが、厚生労働省が創設した「ものづくりマイスター制度」の周知を行っております。

< 継続 >

② 若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

(回答)

中小企業に働く若者が技能五輪大会に参加しやすいように周知に努めてまいります。また、職業能力開発施策に関する情報としては、「ものづくりマイスター制度」や府が実施する講座等の周知を行っております。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

(回答)

本市が実施する小規模事業者向けの制度融資の斡旋をはじめ、大阪府が実施する中小企業向けの融資制度や、本市で行っている信用保証料の補給金交付制度などの補助制度について、引き続き市広報やホームページにて周知してまいります。

返済猶予につきましては、金融庁が金融機関に対し返済猶予の条件変更について迅速かつ柔軟に対応することを要請しているため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け返済困難になった方から相談があった場合は、取引先の金融機関への紹介を行っております。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

(回答)

貝塚商工会議所と連携しながら中小企業の事業継続計画（BCP）の策定支援に引き続き努めてまいります。また、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に沿いながら、小規模事業者の防災・減災対策を引き続き推進してまいります。

市内中小企業におけるBCPの策定率や災害対応力についての効果検証につきましては、貝塚商工会議所と連携しながら研究してまいります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

(回答)

下請取引適正化の推進のため、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携して関係法令の周知しております。また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づく下請法違反等の行為につきましては、労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターと連携しながら「しわ寄せ」防止にむけて周知・啓発に努めてまいります。

<補強>

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について (★)

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(回答)

総合評価入札制度については、平成 28 年度から建設工事において試行導入しております。

また、公契約条例の制定については、近隣自治体の動向を注視してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策 (5 項目)

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(回答)

サービス事業者への指導・助言や、利用者が介護保険サービスを適切に選択するために必要な情報の公開を行うことで介護サービスの質の向上を図っております。

また、日常生活圏域における地域ニーズを的確に把握し、介護サービスの基盤整備に引き続き努めてまいります。

地域包括ケアシステムの整備推進については、被保険者等の声を反映するために令和2年1月に実施したニーズ調査等の結果を令和3年度からの次期介護保険事業計画に反映させ、また、高齢者一人世帯の増加等、さらには、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、取り組んでまいります。地域包括ケアシステムに関する情報は、介護保険事業計画に盛り込んでおり、広報紙やホームページでも周知しておりますが、加えて市民向けの講座などの機会を活用し適切に周知してまいります。

< 継続 >

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行う。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

(回答)

本市で実施しているがん検診については、国の「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」に基づき、乳がん検診については、40歳以上を対象に2年に1回、子宮頸がん検診については、20歳以上を対象に2年に1回実施しており、これを改定する考えはありません。

国保の特定健康診査の受診率向上については、受診者にとって魅力ある健診とすべく、健診項目の充実を図るよう国に要望しており、かつ、コールセンターによる未受診者への勧奨も行っています。

また、がん検診及び国保の特定健診については、受診者の利便の向上を図るべく、インターネット予約システムの導入や日曜検診の実施など、受診率向上に向けた取り組みを推進しています。

大阪版健康マイレージ事業については、特定健康診査の受診券送付時やホームページ及び広報紙にて周知を図ってまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

< 継続 >

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定

した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

(回答)

市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会で報告し、職員の健康管理を行っております。また医師や看護師の負担軽減及び処遇改善については、その計画を策定し、達成度の評価、検証を業務改善委員会で実施しております。その他、院内保育園の整備や病児保育の実施など、特に女性医師が勤務しやすい環境の整備を行うことで医師確保を図るとともに、研修などへの積極的な参加を促し、医療技術等の向上に資するよう今後も努めてまいります。

< 継続 >

② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

(回答)

市立貝塚病院におきましても、地域で安心して受けられる医療を提供するためには、医師の確保は重要な課題ととらえており、不足しております常勤内科医の確保に引き続き努めてまいります。また、大阪府に対しては、医師の偏在について、解消に向けた施策に引き続き取り組まれるよう要望してまいります。

また、高度な医療機器による診断が必要な場合は、医療機器がある医療機関へ患者さんを相互に紹介するなど、地域において医療連携を図っております。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

< 継続 >

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

(回答)

介護労働者の処遇の向上につきましては、介護職員の処遇改善を図るための介護職員処遇改善加算があります。また、昨年より技能・経験のある介護職員の処

遇改善を目的に介護職員等特定処遇改善加算が設けられました。これらの介護職員の処遇改善制度につきましては、ホームページでの掲載等により制度周知を行っております。

また、介護サービス事業者等に対しましては、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算の取扱いも含め、事業所の人員基準を満たすよう、適正な事業運営について実地指導等の機会をとらえて今後も引き続き指導をしてまいります。

< 継続 >

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

(回答)

浜手・中央・山手の3圏域3つの地域包括支援センターが、町会・自治会単位で開催される地域ケア会議や地域の集いの場に出向き、ニーズの把握や個別課題の解決や地域課題、ネットワークの構築等に努めています。今後も、地域包括支援センターの役割が十分に発揮できるよう関係機関や地域住民と連携を図りながら取り組んでまいります。また、広報や市主催のイベント、町会や民生委員・児童委員等、各種団体との関わりを通して、地域包括支援センターの役割の周知を図っております。

また、地域包括支援センターが生活支援や介護予防に関する情報発信が円滑に実施できるよう支援しているところです。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

< 継続 >

① 待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

(回答)

本市の待機児童については、4月1日時点で、発生していない状況が平成22年度から続いています。令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の子どもや子育て家庭がおかれている現況や将来の保育利用の見込みも含め検討し、新たな教育・保育施設の整備はしないこととしております。

しかしながら、今後の保育ニーズの高まりに対応するため、既存の幼稚園及び保育所の認定こども園化や定員増に伴う増改築などの施設整備につきましては、国・府と連携し推進しております。

また、民間の保育施設等へは、運営費の補助等を従来から実施しており、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでまいります。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

(回答)

子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えております。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士等の確保や育成のため、「処遇改善加算Ⅰ」及び「処遇改善加算Ⅱ」の制度の周知に努めており、処遇改善を図っております。

また、民間事業者との意見交換の場としましては、月1回程度、民間保育所の園長会議で情報共有や現場ニーズの把握に努めているところです。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答)

病児・病後児保育体制の整備として、本市は民間の事業者に委託しております。その施設の利用状況は、1日の定員3名、年間約750名の受入が可能なところ、令和元年度実績で年間延べ380名となっており、新たな整備の考えはありません。

次に、延長保育については、市内の全保育施設で実施しており、休日保育については、市内1施設が実施しているところです。

夜間保育については、実施しておりません。これは本市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、市民のニーズがなかったことによるものです。

いずれにつきましても、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでまいります。

< 継続 >

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

企業主導型保育事業対象の認可外保育施設については、毎年1回は立入調査を行い、認可外保育施設指導監督基準に基づいた指導を行っております。また、施設開設時には現地確認を行い、基準に基づいた助言等を早期に行うことにより、より良い保育を利用者に提供してもらえよう努めております。

次に、認可施設への移行については、令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」で新たな教育・保育施設の整備はしないこととしておりますことから、移行を進める考えはありません。

< 継続 >

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

(回答)

本市におきましては、教育の機会均等を保障し、貧困の連鎖を防止する観点から、全ての小・中学校において、放課後等に学習支援を実施しており、児童の学力向上と生活習慣の改善を図っております。

また、ひとり親家庭等の支援として小学2年生から小学5年生までの児童を対象に子どもの生活・学習支援事業を実施しているところです。

市内で運営されている子ども食堂に対しては、食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進することを目的として、補助金を交付しております。

< 補強 >

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させると

ともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答)

毎年11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、市庁舎の懸垂幕、オレンジリボンツリー、駅前の電光掲示板等さまざまな媒体を使って広く児童虐待防止の啓発を実施しております。また、市内大型ショッピングセンターにて啓発キャンペーンを実施し、児童相談所全国共通ダイヤル189などを広めることで児童虐待の未然防止に努めております。

令和2年度には子ども家庭総合支援拠点を子育て世代包括支援センターを包含する形で整備し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行えるワンストップでの相談体制を構築しました。また教育機関等の関係機関と密に連携をとり、早期発見に努めております。

相談業務を担う職員の専門性を高めるために、大阪府をはじめとした関係機関が実施する各種研修会に職員を派遣し、適切な支援を行うための能力向上に努めております。

<新規>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

(回答)

本市におきましては、平成18年11月、泉州地域北部の5市1町（貝塚市・高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町）で、泉州北部小児初期救急広域センター（岸和田市荒木町）を開設し、診療体制が手薄となる土曜日夜間、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）の午前・午後・夜間について、小児（中学生以下）の救急診療を実施しており、子供の救急医療体制の確保に努めているところです。

4. 教育・人権・行財政改革施策（5項目）

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

(回答)

本市で必要な教職員数の確保については、今後も府に要望してまいります。本市では出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っております。

教員の在校等時間の上限につきましては、今年度、「貝塚市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、管理職を含めた市内全教職員に示しております。全教職員の在校等時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。

< 継続 >

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

(回答)

現行の奨学金制度の改善について、引き続き国や府に要望してまいります。地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度については、今後の課題であると考えております。コロナ禍において返済困難な労働者に対しては、返還計画の見直しも視野に入れた相談を行っております。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

< 継続 >

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

(回答)

今後も「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)や大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例の趣旨に基づき、相談体制、教育の充実、啓発活動を推進してまいります。

< 継続 >

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

(回答)

LGBTなどのセクシュアルマイノリティに対する理解を深めるため、市広報で「性的少数者の人権」として、性的少数者への理解が不十分で偏見や差別があり、生きづらさを感じている人がいること、様々な性のあり方が存在することなどを掲載するとともに、市主催のじんけんセミナーでは、LGBT当事者の方を講師にお招きして講演いただくなど、市民や職員の意識変革の啓発に取り組んでおります。

市独自のパートナーシップ制度については、昨年9月に要綱を制定し貝塚市パートナーシップ宣誓制度を導入いたしました。

多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境については、現在進めている市庁舎の建替えにおいて整備を予定しており、今後においても、施設の大規模改修時に取り組んでまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答)

本市においては、毎年6月の就職差別撤廃月間に貝塚市企業人権協議会と連携し啓発を行い、広く周知に努めているところです。

また、貝塚市企業人権協議会を通して、大阪企業人権協議会が主催する様々な人権研修会の案内や、市と貝塚市企業人権協議会共催のじんけんセミナーの中で企業向けの内容で開催し、人権について学ぶ機会を提供しています。

今後も、市広報やセミナー等で、あらゆる人権に関する周知啓発に努めてまいります。

<新規>

(4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所(期日前投票も含む)を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(回答)

本市では、期日前投票所を市役所及び山手地区公民館の2カ所に設置していますが、次回の選挙より南海貝塚駅構内にある「まちの駅かいづか」に期日前投票所を増設する予定です。これにより、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用す

る選挙人が投票しやすくなるものと考えております。なお、期日前投票所を増設することから、共通投票所の設置や期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の繰り下げなど投票時間変更、投票所を設置する施設の公募については考えておりません。

投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならない、立候補締切から投票日までの期間が短い本市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、また、これまで選挙機器類や電算システムを整備することにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名等を記載することができない選挙人については、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、記号式投票の導入は考えておりません。当面、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。

不在者投票手続きのうち、投票用紙等の請求については、平成 28 年総務省の規則改正により郵便による請求のほかにオンラインによる請求が可能とされたことから研究してまいります。

<新規>

(5)ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

(回答)

本市のふるさと納税については、寄付者が教育、子育て、公共交通等の 9 つの使い道の中から選択し、各種事業へ活用しております。

5. 環境・食料・消費者施策（4 項目）

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

(回答)

本市では、令和 2 年 3 月 31 日付で閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、令和 2 年 10 月号の広報かいつかに「食品ロス削減月間」と題し、新型コロナウイルスによる新しい生活様式が提唱される中、お店でのテイクアウトやデリバリーなど、販売方法を工夫した食品の有効活用への取り組みや、家庭の冷蔵庫を整理し期限間近の食品や使いかけの野菜を使い切るなど、食品ロス削減に取り組む記事を掲載したところです。

また、「3010 運動」については、コロナ禍にあり宴会等の自粛を求めている中での啓発は難しいですが、新型コロナの終息後には「広報かいつか」や「ホームページ」を活用した啓発活動に努めてまいります。

今後も大阪府が立ち上げた「食品ロス削減ワーキングチーム」との連携を図り、そこで得た情報などを「広報かいつか」や「ホームページ」を活用した情報発信に努め、市民への周知、啓発活動を実施してまいります。

< 継続 >

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答)

現在、大阪府において、2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」及び 2020 年 3 月 31 日に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、大阪府環境審議会内に食品ロス削減推進計画部会を設置し、「大阪府食品ロス削減推進計画」の策定に向け審議中です。

本市といたしましては、大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体や N P O 法人などとの連携及び本市の教育委員会や関連部局との連携も含め、今後の取組みのあり方について研究してまいります。

本市では、食に困っている方に直接食糧を提供する事業は行っておりませんが、先進事例等を参考に研究してまいります。

< 継続 >

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

本市では、悪質クレーム対策に特化した取組は行っていませんが、市内商業施設や公共施設に消費者問題に関する様々なパンフレット等の配架や広報誌及びホームページへの記事掲載を通じて、消費者への情報提供、啓発に努めております。また、消費者教育の一環として、講演会を実施するなど、消費者としての知識・情報を深める機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでおります。

< 補強 >

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

(回答)

本市では、特殊詐欺や悪徳商法の撲滅を目的に、広報紙及びホームページに記事を掲載するとともに、市内の商業施設や公共施設にパンフレット等を配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っております。また、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺についての注意喚起についても今年度、既に実施しております。さらに、警察と連携し、年金支給日にあわせた街頭啓発活動に取り組んでおります。

また、特殊詐欺被害の防止を図るため、平成 29 年度から、警察などが収集した迷惑電話番号（特殊詐欺関連）を自動的拒否できる装置を高齢者に無料で貸し出す事業を実施しており、今後も継続してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（11項目）

< 継続 >

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答)

本市の主要 5 駅のうち、南海貝塚駅、二色浜駅、JR 和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅の 4 駅は、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了しております。

残る JR 東貝塚駅につきましても、西日本旅客鉄道株式会社が令和 5 年度完了に向けて事業に着手したところであり、整備費用について応分の負担を市として行っております。

なお、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修等に対する財政支援については考えておりません。

< 継続 >

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税

制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(回答)

ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成については、考えておりません。なお、高齢者や障害者の方をはじめとしたすべての人の移動の安全性を向上させるための取り組みを市民・企業・行政が協働して、進めてまいります。

<新規>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

(回答)

令和元年5月の滋賀県大津市の事故を受け、本市では大津市と同じような構造の交差点の危険箇所点検を行い、車止めポールや柵の設置等、対策工事を実施しました。その後の国の調査においては、交差点を含む未就学児のお散歩コースを対象に、認定こども園等の対象施設関係者、道路管理者及び地元警察とともに合同点検を実施し、安全対策が必要な箇所を抽出、歩行空間確保等の対策工事を順次行っております。

「キッズゾーン」につきましては、対象施設からの要望等もないため設置予定はありませんが、今後必要に応じて対応してまいります。

また、運転者への注意喚起につきましては、春・秋の全国交通安全運動時に行うキャンペーンのほか、市民向け運転者講習会を年12回実施しており、今後も引き続き交通安全啓発に努めてまいります。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防

災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

(回答)

本市では、災害の危険性を認識し備えを高めるようハザードマップを掲載した冊子を市内の全世帯、事業所に配布してきました。また、市民や事業者などを対象とした防災出前講座の開催や地域独自の防災訓練への職員の参加並びに支援を行い、地域防災力の向上に努めております。

台風接近に伴う風水害等は、あらかじめ予測ができるため、住民が自主的に気象情報や避難情報を取得し、安全な時に避難を開始していただくための取組みとして、地域における「コミュニティ・タイムライン（事前防災行動計画）」の策定に取組み、運用もされているところです。

避難情報等の伝達につきましては、防災行政無線やエリアメール、市のホームページ、SNS等の複数の手段を用いて住民に情報が届くよう努めているところです。

災害発生時の被害の低減のためにも、地域での共助の要となる自主防災組織の育成は重要と考え、資機材の助成や活動費の補助制度を活用し、自主的な活動を促進しています。

また、新型コロナウイルス感染症流行下での災害発生時に機能する医療体制の整備・強化につきましては、岸和田保健所、貝塚市医師会、市立貝塚病院等と連携を深めてまいります。

次に、本市では、毎年度、「避難行動要支援者名簿」を更新しております。町会・自治会の中には、個人情報保護に留意したうえで、個別支援計画に基づき、訓練時、要支援者に避難行動の声かけや支援を行っているところもあり、他の町会・自治会にもこれらの事例を紹介し、発災時に要支援者が安全に避難できるよう努めてまいります。

さらに、災害発生時に見やすくわかりやすく情報提供できるよう、ホームページ掲載内容の工夫を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災計画の改定については、国の防災基本計画、大阪府地域防災計画の改定される内容を確認し、必要に応じて対応してまいります。

<補強>

(5)地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

(回答)

平成 30 年 6 月の大阪北部地震の被災市町では、発災後の初期段階から通常業務と災害応急対策の両立を図ったため、災害対応に従事する職員が不足する事態が生じたと仄聞しています。本市の「業務継続計画【地震災害編】」の中で、災害時の職員の参集予測及び非常時優先業務の選定を行いました。限られた参集職員で効率的な初動体制を組むために、引き続き、災害時の優先業務の再整理、全庁的な災害対応体制の整備や職員の対応力強化に努めてまいります。

災害時に、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるためには、府域の自治体全体の合意や課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。

<補強>

(6)地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

(回答)

大規模災害発生の際、行政の対応には限界があり、災害発生時に備えた自助・共助の取組みが重要であることについて、地域での防災講座や訓練等で啓発しておりますが、備えがより一層進んでいくよう町会・自治会や自主防災組織、消防団との連携を深めてまいります。

また、帰宅困難者への対応について、大阪北部地震の検証を踏まえ大阪府地域防災計画が修正されたことから本市の地域防災計画も修正を行い、市で取り組むべき課題を反映したところであり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の啓発を行うとともに、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行うなど取組みを進めてまいります。

<継続>

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(回答)

本市では、『防災タウンページ』に津波、洪水・土砂災害、内水氾濫のハザードマップを掲載し、令和2年3月に市内の全世帯、事業所へ配布を行いました。

昨年8月に大阪湾沿岸の想定最大規模の高潮、10月には想定最大規模の降雨による大阪府管理河川の浸水想定区域図が公表されたことから、これらを踏まえたハザードマップを掲載した冊子を令和3年の出水期までに作成し、改めて市内の全世帯、事業所へ配布する予定です。

また、特に災害リスクのある区域に居住する住民に対しては、引き続き様々な手法により情報提供してまいります。

さらに、警戒レベルを合わせて伝達することになった避難情報の意味や避難の手順について、広報かいつかやホームページ、防災講座等を通じて、分かり易い情報発信に努めております。

なお、斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の維持管理については、大阪府が事業主体となりますことから、要望について大阪府に伝えてまいります。

< 継続 >

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答)

大型台風等大規模自然災害発生を見込み、安全確保の観点から事業活動を休止することは、それぞれの企業等が自主的に判断するものであり、基準を設けることは困難ですが、特別警報が発表されるような場合には、公共交通機関の運休など事業活動が休止されることがあることについて、防災講座等を通じて啓発してまいります。

災害発生時の避難者の生活場所となる避難所における新型コロナウイルス感染症への対策として、パーティションや簡易ベッド、マスクや消毒液の備蓄を進めております。

また、避難所は密になりやすいところであり、避難が必要な場合でも指定避難所以外の安全場所にある親戚や知人宅等への避難について、災害発生前から検討するよう啓発を進めております。

< 継続 >

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさま

ざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

（回答）

本市では、公共交通機関での暴力行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接に連携し、市民への啓発について努めております。

なお、交通事業者が独自で行う防犯カメラの設置や警備員の配置などに対する支援措置については考えておりません。

<新規>

(9)交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

（回答）

本市では、水間鉄道を基軸とし、それを補完する形で福祉型コミュニティバスが運行しており、市役所、商業施設、病院等への移動手段が確保されております。なお、移動販売や商業施設の開設・運営についての支援は考えておりません。

<新規>

(10)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

（回答）

本市では、市民生活に欠かせないライフラインでもある水道水を持続的・安定的に供給していくため、「安全」「強靱」「持続」の観点から本市水道事業の現状を分析、評価したうえで、中長期的な視点で目指すべき将来像を描き、具体的な取り組みを検討した、令和元年度から令和10年度までの本市水道事業の基本計画である「かいつか水道ビジョン2019」を策定しております。

労働条件改善に向けた取り組みにつきましては、その課題を認識したうえで、当該計画に基づき取り組みを進めているところであります。

また、地域住民への説明につきましては、当該計画の策定にあたり、広くご意見を頂くためパブリックコメントを実施しており、策定後はホームページで公開するなど住民への積極的な情報公開に努めております。

公共施設等運営権方式（コンセッション方式）につきましては導入する予定はありません。

<新規>

(11) <大阪南地域協議会 統一要請>

①リモートワークのルール作成について

緊急事態宣言以降、各企業でリモートワークや時差出勤等が進められているが、付け焼き刃感が拭えない。また、企業規模によるばらつきも大きい。自治体として指針を示されたい。

(回答)

本市においてリモートワークの指針を示すことは考えておりませんが、各企業でルールを作成いただけるよう、厚生労働省が作成した「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」等の周知に努めてまいります。

②鉄道の高架化、ホームドアの設置について

踏切の撤去・駅のバリアフリー化・駅周辺の道路拡幅は、高齢者・障がい者に優しいまちづくりに欠かせない取り組みである。交通事業者と協力し、鉄道の高架化、ホームドアの設置を進めること。

また、転落事故の大半は酔客であることから、マナー啓発にも努めること。

(回答)

高齢者や障害者の方をはじめとしたすべての人の移動の安全性の向上を図るため、駅のバリアフリー化や駅周辺道路の整備について、引き続き、取り組んでまいります。鉄道の高架化は現時点では難しいと考えております。なお、ホームドアの設置は鉄道事業者の判断により実施されるものでありますが、ホームからの転落事故防止に関する啓発については、鉄道事業者に働きかけてまいります。

7. 泉南地区協議会独自要請（3項目）

<継続>

(1) 公共交通機関への財政支援について

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティーバス運行補助金の拡充措置を講じること。

また、2017年3月に高齢運転者対策を軸とした改正道路交通法が施行されたが、依然として高齢運転者が関連する事故は減少の様相を見せないことから、高齢者免許返納者およびその家族に対する助成制度を早急に講ずること。

(回答)

水間鉄道安全輸送整備費補助金については、令和元年度に事業者の負担額を本市の補助金額の上限とする拡充措置を講じたところであり、また、令和2年度には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水間鉄道が実施する安全輸送整備や貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金について、追加の支援を行いました。

なお、高齢者免許返納者及びその家族に対する助成については考えておりません。

< 継続 >

(2) ごみ集積場所の適正管理について

風雨又は小動物などの影響により市内のごみ集積場所からごみ(可燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など)の飛散が散見されることから、管理責任者又は利用する住民が日常的に適正管理されているごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることを目的として、現在の市指定袋の改良を講ずること。(縦裂け防止策として柔軟性添加物の配合、小動物対策としてカプサイシン等の配合など)

また、ごみの散乱防止ネット(小動物忌避ネット)の無償貸与又は助成制度の拡充を講ずること。

(回答)

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。

本市の指定ごみ袋の改良については、近隣市町の状況を確認のうえ、令和元年11月入札分の仕様内容から材質にメタロセンを10%配合すること及び厚さを0.005mm増した0.035mmに変更しております。

また、ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況であり、現時点で、ごみ飛散防止ネットの無償貸与や助成制度についての考えはございませんが、近隣市町の状況などを参考に研究してまいります。

< 新規 >

(3) 病児保育の浜手地区への拡充について

発熱等で看護の必要がある子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。

しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。

制度の認知度が高まるよう、その周知についての市としての方針を明らかにされたい。

また、現状、市内で病児保育を行っている場所は、山手地区に一カ所のみである。

貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

(回答)

病児・病後児保育事業については、平成 22 年 10 月より、民間の事業者に委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約 750 名の受入が可能なところ、令和元年度実績で年間延べ 380 名となっています。新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知につきましては、市ホームページ、広報等で周知しているほか、委託事業者作成のパンフレットを窓口で配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めてまいります。

令和3年1月28日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中宏和様
大阪南地域協議会
議長 森義仁様
泉南地区協議会
議長 岸茂朗様

貝塚市長 藤原龍男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算要請について（回答）

2020年11月17日付けで提出のありました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

①医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

(回答)

大阪府においては、インフルエンザ流行期に発熱患者が増加することに対処するため、かかりつけ医等の身近な医療機関において、相談・受診・検査を受けられる体制を整備し、11月24日から新たな運用が開始されております。

なお、市立貝塚病院では、全身麻酔による手術予定者に対しては、自前で事前のPCR検査を行っていますが、他の入院患者や医療関係者にPCR検査を拡大することについては、体制の問題から考えておりません。

治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備について、第一波の際には、国・府によるプッシュ型支援により、医療機関に対し、マスクや防護服などの供給が行われましたが、現在は、物資の流通状況が改善されていることから、まずは、各医療機関において、必要数を確保していただくことが基本であると考えております。

②感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染者が宿泊療養するためのホテル等の確保及び運営については、大阪府が行うことになっておりますことから、本市独自に対応する考えはありません。

③医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国に対して働きかけること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている医療機関をはじめその他中小企業を支援するための制度について検討するよう国に対して要望してまいります。

(2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

(回答)

新型コロナウイルスのPCR検査については、濃厚接触者、発熱者などで医師が必要と認めた場合には、行政検査として無料の検査が行われますが、それ以外の無症状者など希望する労働者に対する検査について、本市独自に検査体制を整備する考えはありません。

また、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対し、感染予防物資を供給することについては、事業主の責任で行うものであると認識しておりますことから、本市が物資を供給する考えはありません。また、感染防止を目的とした事業所改装等への助成については策定の考えはありませんが、感染防止対策を行いGoToEatキャンペーンに登録された飲食店に対し一律10万円の給付金の交付を行いました。また、当該飲食店の経営支援のため紹介冊子を作成いたします。

②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国・府に求めること。

(回答)

新型コロナウイルス感染者や、保健所により濃厚接触者として特定された方に対する助成制度については、その必要性の有無も含め、国で検討すべきであると認識しておりますことから、本市独自に助成制度についての検討を行う考えはありません。

国保制度において、傷病手当金は、条例を制定して支給することができる(任意給付)とされており、本市においては、既に条例を制定して助成を行っているところです。

但し、傷病手当金は、給与所得者の給与補填が目的の制度であることから、自営業者やフリーランスにも適用範囲を拡大するような法律改正を、国・府に求めることは考えておりません。

③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、市民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業

に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症に関して、国や大阪府において、不当な差別や偏見をなくすべく啓発に取り組んでいるところであり、本市におきましても広報かいつかやホームページにて、新型コロナウイルス感染症に対して、正確な情報に基づき人権に配慮した冷静な対応をいただくよう市民に呼びかけてきたところです。さらに、市民を対象とした新型コロナウイルス感染症と人権に関しての「じんけんセミナー」や講座を10月に4コマ開催しております。今後におきましても、必要に応じ発信してまいります。

また、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の内容については、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し周知に努めてまいります。

④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対応等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

(回答)

介護サービス事業所については、本市のホームページ、メール等を活用し、厚生労働省が示している感染症拡大防止のための留意事項等の周知を図り、感染防止を徹底して、介護サービスの提供を継続するよう依頼しております。

更に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、当該事業所が継続してサービスを提供できる体制が維持できるよう、一事業所に一律20万円の助成を行いました。

また、保育施設については、必要な方が保育を利用できるよう配慮し、適切な感染防止対策のもと継続的に保育が提供できるよう努めているところです。保育所等の臨時休園等による保育の縮小があった場合でも、国が認める範囲内で利用者負担額の減額措置や施設に対しての減額分の補てん措置については実施してまいります。また、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、緊急な対応が必要になった場合は、施設の事業継続が困難にならないよう、必要な措置等について検討してまいります。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、検討する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

(回答)

休業要請は都道府県知事の権限であるため大阪府より示される基準となりますが、大

阪府より休業要請の基準が示された場合は、貝塚商工会議所と連携し周知に努めてまいります。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

(回答)

休業要請に協力する企業が利用可能な国や地方自治体の支援につきましては、市広報及びホームページにて周知し雇用の維持に努めております。営業時間の短縮に伴う従業員の所得減少につきましては、ハローワーク及び貝塚商工会議所と連携しながら、企業に対し雇用調整助成金の活用等の周知に努めてまいります。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

(回答)

事業継続に関する相談を受けた場合は、大阪産業局や貝塚商工会議所への紹介を行っております。また、雇用調整助成金に関する相談を受けた場合は、ハローワークへの紹介を行っております。

④就職内定取り消し者への支援強化

今年度の就職内定取り消し者や来年度の新卒者の就職活動をハローワークと連携し支援すること。

(回答)

引き続きハローワークと連携し、就職活動を支援してまいります。

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症による社会情勢を考慮し、就労相談と生活困窮者自立支援相談を緊密かつ一体的に行うことで、不利益を被った労働者への相談支援を充実してまいります。

(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について

① 社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、鉄道、バス、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事の方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

(回答)

社会インフラを支えるすべての方々に対しての支援は考えておりませんが、本市では本市に所在する障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る支援として助成金の交付を行いました。

② 公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止と鉄道の安定的運行の確保

不特定多数の方が利用する鉄道をはじめとする公共交通機関においては、働く者の安全と公共交通機関からの感染拡大を防止する観点から、徹底した安全対策を講じる必要がある。事業者への支援を実施するとともに状況把握に努め、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供を通じ、鉄道の安定的な運行を確保されたい。

(回答)

現在、事業者において、市内の公共交通従事者及び利用者の新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用・除菌作業・抗菌吊り輪の導入・車内換気の徹底などの対策を行っているところです。今後、状況把握に努めるとともに、事業者から要請があれば、国の補助制度を活用するなど感染防止対策に対する支援について検討してまいります。

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る備品や消耗品等につきましては、市費や国の補助金等にて必要分を購入し、確保できております。

また消毒用アルコールについては、各校の教室分を2学期当初に配付しており、その後も順次、補充分を配付しているところです。

② 学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

(回答)

修学旅行につきましては、全小中学校において実施できており、キャンセル料は発生

しておりません。

③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員やスクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、国・府に対して支援施策を講じるよう求めること。

(回答)

コロナ禍における学校への支援人材としては、現在、スクールサポートスタッフを全小中学校へ配置済みです。また、学習保障に係る学習支援員につきましても、小学6年と中学3年を対象とした1クラス当たりの人数が特に多い3校に配置済みです。支援施策についての要望は、今後も国や府に行ってまいります。